

令和5年度県民総合体育大会兼国民体育大会茨城県大会実施要項（中学校の部）

総 則

1. 趣 旨

本県内の中学生が、スポーツに親しみ、スポーツ精神を高揚し、併せて健康増進と体力の向上を図り、身体的及び精神的な発達を推進する。加えて、スポーツを通じて、中学生がお互いに理解し合い、友好親善を深め、明るく豊かな中学校生活の実現を図り、もって本県スポーツの振興に寄与することを目的とする。

また、茨城県中学校総合体育大会及び全国中学校体育大会の予選会を兼ねて実施する。

2. 主 催

茨城県・茨城県教育委員会・公益財団法人茨城県スポーツ協会

3. 主 管

茨城県中学校体育連盟・公益財団法人茨城県スポーツ協会加盟競技団体

4. 後 援

各市町村・各市町村教育委員会

5. 会 期

（夏季大会・冬季大会）

令和5年7月10日（月）～令和6年1月8日（月）

6. 実施競技（18競技）

No.	競 技 名	種別		競 技 名	種別		競 技 名	種別
1	陸上（駅伝）	男女	7	レスリング	男女	13	柔道	男女
2	水泳	男女	8	ハンドボール	男女	14	ソフトボール	女
3	サッカー	男	9	ソフトテニス	男女	15	バドミントン	男女
4	バレーボール	男女	10	卓球	男女	16	弓道	男女
5	体操（器械・新体操）	男女	11	軟式野球	男	17	剣道	男女
6	バスケットボール	男女	12	相撲	男	18	スキー	男女

7. 競技方法・申込方法

- （1）各競技専門部が定めた競技方法とする。
- （2）外部コーチのベンチ入りについては、専門部の決定にしたがう。
- （3）地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）を含めた男子の部、女子の部として実施する。
- （4）各専門委員長あて所定の形式で提出のこと。
- （5）申込締切日を過ぎた場合は受けつけない。

8. 開会式及び閉会式

総合開会式及び閉会式は、実施しない。

9. 表 彰

- （1）学校対抗の表彰は、男女各6位まで表彰する。

※地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は除く。

※表彰式は、令和5年7月31日（月）午前11時から茨城県武道館剣道場で行う。

※入賞6位までの学校は参加する。

- (2) 各競技の団体3位、個人3位まで表彰する。
(チーム編成の競技、陸上・水泳競技のリレー等は団体とし、団体賞状1枚とする。)

10. その他

- (1) 参加制限は茨城県中学校体育連盟専門部（18 専門部）の生徒とする。ただし、専門部以外で全国又は関東大会が実施される競技については、その選考会を県民総体成年・少年の部と一緒に行うものとする。
- (2) 合同チームについては、茨城県中学校体育連盟の定める「茨城県中学校体育大会（総体・新人）合同チーム参加規程」に従う。
- (3) 学校教育法第 134 条の各種学校（1 条校以外）及び地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）、拠点校部活動チームの本大会への参加については、茨城県中学校体育連盟の定める「令和 5 年度茨城県中学校体育大会（総体・新人）参加資格の特例について」（別表 2）に従う。
- (4) 参加生徒の引率は、原則として校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督になれない。
- ＊「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に示されている者をいう。
- (5) 本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に関する指導処置を受けていないこととする。

11. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

大会開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、選手・役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項とする。

また、感染症拡大防止対策の実施については、今後、社会の情勢によって対応が大きく変化していくことが想定されることから、国や（公財）日本スポーツ協会等が示すガイドライン等に従うとともに、各競技特性に応じた対応の必要性から当該中央競技団体のガイドライン等に従い、大会運営に必要な対策を十分に講じた上で実施するものとする。

(1) 大会開催可否について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の状況となった場合、主催者と運営者等において大会開催可否について検討する。

- ①新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言等が発令された場合
- ②競技会開催地である自治体（都道府県）独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合
- ③その他、感染拡大が懸念される場合等

(2) その他

国および茨城県における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に変更が生じた場合は、上記内容・対策等もその都度、変更するものとし、最新の対応をすることとする。

別表2**令和5年度茨城県中学校体育大会（総体・新人）参加資格の特例**

◎学校教育法134条の各種学校在籍生徒

- (1) 学校教育法第134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、茨城県中学校体育大会（総体・新人）への参加資格を得た者とする。

◎地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生

- (1) 茨城県中学校体育連盟に認定された地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、茨城県中学校体育大会（総体・新人）への参加資格を得た者とする。

- (2) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）から大会に参加をする場合は、4月1日から4月30日までに、登録の手続きを行うこと。（冬季競技の駅伝、スキー、スケートは9月1日～9月30日までとする。）また、選手1人につき320円の登録料を納めること。なお、地区大会、市郡大会から大会参加する場合は、各地区への負担金等を納めること。（登録期間は、翌年3月31日までとする。）

- (3) 参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

① 茨城県中学校体育大会（総体・新人）の参加を認める条件

ア 茨城県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の学齢・修業年限が我が国の中学校と一致していること。（中学校に在籍している生徒であること）。

ウ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われていること。

エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」並びに『茨城県地域クラブ活動ガイドライン』（令和5年2月茨城県教育委員会発出）を遵守していること。

オ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、当該競技を管轄する中央競技団体もしくは茨城県競技団体に登録されていること。

カ 予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で茨城県中学校体育大会（総体・新人）につながる大会に参加する場合、在籍中学校での同一競技への大会参加は認めない。その逆も同様である。また、地区予選参加後に、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）を移籍、退部、新規加入した場合、その先での同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。

ク 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）による合同チームは認めない。

ケ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、その組織内に茨城県中学校体育連盟および各競技部と随時連絡が取れる部門を設置し、事務担当者を置くこと。

② 茨城県中学校体育大会（総体・新人）に参加した場合に守るべき条件

ア 茨城県中学校体育大会（総体・新人）大会要項及び競技規則を遵守するとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加にあつては、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は代表者・指導者が引率するとともに、万一事故の発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会参加に要する経費は、当該地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

オ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が登録する際には、登録用紙に登録市町村を記入する。登録市町村は変更することはできない。

③ 茨城県中学校体育大会（総体・新人）に参加を認めない場合

茨城県中学校体育連盟申請に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

◎拠点校部活動チームの参加

(1) 趣旨

茨城県中学校体育大会への参加を認める拠点校部活動は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。市町村教育委員会もしくは、茨城県教育委員会や市町村中学校長会もしくは、県中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

(2) 条件

- ① 拠点校として市町村教育委員会もしくは、茨城県教育委員会や市町村中学校長会もしくは、県中学校長会が認めたものであること。
- ② 拠点校に参加する各校は、茨城県中学校体育連盟に加盟していること。
- ③ 拠点校としての大会参加が、各地区中体連に承認されていること。
- ④ 参加者は、開催年度の茨城県中学校体育大会（総体・新人）の参加資格を満たしていること。
- ⑤ 参加申し込み手続きは該当校の校長が行うこと。
- ⑥ 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とすること。

※1 茨城県中学校体育大会（総体・新人）における『参加資格について』は、令和5年4月1日から施行する。

※2 この特例の他、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。